

命題要素のモダリティ化について -ナケレバナラナイやテモイイ等を例に-

田村直子

キーワード：モダリティ、命題、モダリティ化、意味と語用

1. はじめに

現代日本語において、ナケレバナラナイ、モイイ、テハイケナイ等の形式は、価値判断のモダリティ(益岡 1991)あるいは、当為や許可のモダリティ¹(益岡/田窪 1992)を表す形式とされている。

(1) 明日の朝は6時に起きないといけない。 (益岡/田窪 1992)

(2) このりんご食べてもいいよ。 (同上)

モダリティの定義は研究者によって少々異なりがあるが、表現主体の主観的な態度を表すものという認識で一致している。例はそれぞれ、相手に当該事態の当否を述べる、あるいは当該行為を許可するという主観的な態度を表しており、したがって、ナケレバナラナイとテモイイはモダリティを表しているということになる。

しかしながら、これらの形式は必ずしも常に主観的な態度を表すわけではない。

(3) 転入者は1週間以内に届けを出さなければならない。 (森山 1997)

森山(1997)によると(3)では「客観的な規制内容というべき側面が取り上げられている(森山 1997:117)」。ゆえに(3)のナケレバナラナイは文の主観性に関与しているとは考えられない。

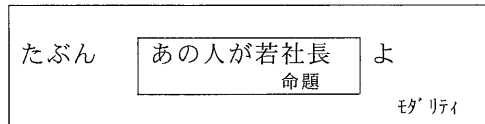
このように、ナケレバナラナイ等の形式は、特定のモダリティを表すという特徴をもってモダリティ形式群の中で下位分類される一方、モダリティの意味的基盤である主観性を否定するような用法をもつということになる。ここに、これらの形式の分析における、命題、モダリティ、モダリティ形式、主観的、客観的等という概念がもう少し厳密に検討される必要があるように思われる。本稿では、これらの概念を再検討し、ナケレバナラナイ等の形式の主観的な用法と客観的な用法を統一的に説明する枠組みを示すことを目的とする。

2. 先行研究

先行研究で文の意味は、客観的な要素である命題と、主観的な要素であるモダリティとい

う、包み包まれる階層から成ると捉えられている（南(1993)、仁田(1991)、益岡(1991)等）。たとえば、「たぶんあの人が若社長よ。」という文において、「あの人が若社長」かどうかは誰もが事実と照らし合わせることができるという点で文の客観的な要素である。それに対して「たぶん」や「よ」が表しているものは、話し手以外には窺い知れないという点で文の主観的な要素である。この二極構造を図示すると次のようになる。

図1：日本語の文の意味構造



中右(1994:52)が指摘するように、モダリティは、発話時点と瞬間同時に発現する話し手自らの、したがって話し手にしか知り得ないところの心的態度を表すものであるがため、文の主観的な要素となる。それゆえ、客観的なモダリティという用語は、「本質において自己矛盾を内包した言いかた(中右 1997:11)」である。

モダリティは、具体的には個々の言語形式によって表現されるが、このモダリティを担う形式を先行研究はモダリティ形式とよんでいる。先の例でいえば、「たぶん」や「よ」等がモダリティ形式である。モダリティ形式の中にはまず、「たぶん」や「よ」のように、明らかに文のモダリティ要素としかなりえない形式がある。つまり、これらの形式は、形式に内在する意味として[+モダリティ]とでも表記できるような特性をもっている。一方、本研究の考察対象は「…なければなりませんか。」「…かもしれなかった。」等、発話者以外の心的態度に言及したり、発話時以外に言及したりするので、純粋にモダリティを表すための形式というわけではない。文のモダリティ要素でないということは、図1の意味構造に照らし合わせるなら、命題を構成する要素であることになる。しかしながら、先行研究ではこの点に関して、これらの形式を、疑似モダリティ形式(仁田 1991)とか、「客観化を許す(益岡 1991:35)」二次的モダリティ形式と説明するにとどまっている。だが、このような位置づけは、主観性の保証されないモダリティを認めることになり、客観的要素と主観的要素の二極からなるとされる文の意味構造と相容れない。そこで、本稿では以下に、ナケバナナナイ等の形式を疑似モダリティ形式として、さらにはモダリティ形式として位置づけることが本当に妥当かどうかを検討することにする。

3. 命題要素の特徴と考察対象

では、本稿の考察対象を命題を構成する要素として考えることはできるだろうか。本節で

はその点を検討することにする。分析は、命題の構成要素である様態の副詞やヴォイスやアスペクトを表す文末形式等との比較を通して行う。

先行研究でモダリティ形式には次のような特徴があることが指摘されている。たとえば、中右(1979, 1980)は、モダリティを、命題述部のテンス・アスペクトから自由であり、否定、疑問、省略、代用等の作用域になく、また、その対象ともならないと特徴づけている。益岡(1991)は、モダリティが表現時での判断・表現態度でなければならず、疑問の対象に含まれる余地はなく、客観性の高い「~こと」のような表現の中には現れ得ないことを指摘している。澤田(1993)は、モダリティ形式が否定辞「ない」、過去時制辞「た」、疑問辞「か」と共起せず、また、時・条件の副詞節内に出現せず、文代用形「そう/それ」の指示範囲から除外されることを指摘している。

これらの指摘を総合し、命題の特徴という観点から捉え直すと、命題要素は、テンス・アスペクトから自由ではなく、否定、疑問等の対象となり、時・条件の副詞節内にも、「~こと」等の連体修飾節内にも出現することになる。以下、考察対象に順に考察を加える。

3.1. 命題テンスからの非独立性

中右(1980)は、「Unfortunately(運悪く)」という価値判断のモダリティを表す副詞の例をあげ、モダリティを表す副詞が、命題のテンスの指示する時点から自由であり、その心的態度は常に発話時においてのみ有効であるという特徴を指摘している。

(4) Unfortunately, I will lose my bet after all. (中右 1980)

運悪く、ぼくは結局、かけに負けるだろう。

(5) Unfortunately, he forgot his keys. (同上)

運悪く、彼は鍵を忘れた。

(4)と(5)で「unfortunately(運悪く)」は、未来時を指示する命題や過去を指示する命題と共起しているが、「テンス・アスペクトの指示する時点にかかわらず、発話時と同時的な現在時を含意している(同上:168)」。対照的に、命題要素、たとえば様態の副詞「ゆっくり」は命題の指示する時点にその解釈が左右される。

(6) ゆっくり食べる。

(7) ゆっくり食べた。

(6)や(7)の「ゆっくり」という形容は発話時現在において有効であるわけではない。食べ方が「ゆっくり」であるのは、(6)では発話時以降であり、(7)では発話時以前である。

では、本稿の考察対象はどうであろうか。ナケレバナラナイやテモイイといった形式は、共起する命題にテンスの分化を許さない(森山 1988)。

(8) *彼は食べたなければならぬ/食べたてもいい。

これは、これらの形式が命題のテンスが指示する時点に規制を持ち、依存していることを示している。これは(6)(7)に見た「ゆっくり」と同じ特徴である。したがって、命題のテンスから独立していないという点で、本稿の考察対象は命題の特徴を持っているといえる。

3.2. 否定の対象(フォーカス)になる

中右(1979,1980)、仁田(1991)、澤田(1993)等は、モダリティ形式が否定の作用域には現れず、まして否定の対象(フォーカス)にはならないことを指摘している。中右(1980)によるとモダリティは、発話時における発話者にもみ接触可能な情報であるので、モダリティを否定するとは、まさに発話時の瞬間時における心的態度の存在を否定することである。しかしながら、存在しない心的態度は、もはや発話者にとっても接触不可能で、したがって、モダリティではありえない²。

たとえば、「wisely(賢明にも)」は、価値判断というモダリティを表す副詞であるが、(9)のように、否定の作用域には現れない。対照的に、(10)(11)の「politely」や「intentionally」は否定の作用域に現れ、否定のフォーカスになる。

(9) *Not wisely did they accept the award. (中右 1980)

(10) They didn't treat him politely. (同上)

彼らは彼を丁重にもてなしはしなかった。

(11) I didn't talk to John about it intentionally. (同上)

ぼくは、考えるところがあって、そのことをジョンに話したのではなかった。

(10)(11)で否定されているのは、彼らが彼をもてなしたことや、話者がそのことをジョンに話したことではない。否定されているのは、あくまでも「丁重に」あるいは「考えるところがあって」の部分である。このように、否定の対象となるということは、これらの副詞(句)が「命題内要素であることを示す端的な証拠である(同上:188)」。

では、本稿の考察対象は否定の対象になるのだろうか。森山(1997)は、次の例を示して、ナケレバナラナイ等の表す「選択に関する話し手のコメントの在り方は、基本的に、肯定・否定という判断内容の外側にあると言えるのである(同上:117)」としている。

(12) *しなくてはならぬ/*~するほうがよくない (森山 1997)

たしかに、ナケレバナラナイ等の形式には否定辞「ない」が後続しない。つまりこれらの形式は述語否定の形をもたない。それゆえ、これらの形式は一見、否定の対象とはならないように思われる。しかし、ナケレバナラナイも否定の対象になることがある。

(13) 行かなくちゃいけないんじゃない。行きたいんだ。

(13)が表現しているのは、話者が行くという行為が、義務だとか責任だとかから導き出されるものではなく、話者自身の意志に基づくものであるということである。ここで「ない」が否定しているのは、明らかに「なくちゃいけない」の部分である。「なくちゃいけない」の部分否定されているからこそ、第二文の「たい」の部分と対比をなせるのである。したがって、否定のフォーカスになるという点で、ナケレバナラナイは命題要素としての特徴を示していることになる。

ではなぜ、「~なければならぬない」という形態素連鎖はナケレバナラナイを否定することができないのだろうか。それは、否定辞「ない」の意味的に有効である範囲、つまり「ない」で表される否定の作用域が非常に狭いからだと考えられる。野田(1997:37-38)の観察によると、「ない」が否定の作用域とするのは、直前の動詞で表される事態の成立に関してだけである。たとえば、(14)の文では「桜が咲く」という事態の成立が否定のフォーカスになる(同上:38)。つまり、述語否定という形は、述語で表される事態の成立のみを否定する形ということになる。

(14) 桜が咲かない。

(野田 1997)

そして、「事態の成立以外の部分をフォーカスにするときは、「の(だ)」が必要である(同上)」。つまり、述語否定という形ではなく、文否定という形が必要になる。たとえば、「咲く」の語義を否定する場合や、アスペクト、テンスを否定する場合は、次のように「の(だ)」が必要である。

(15) 咲くんじゃない。しばむんだ。(フォーカス：語義)

(16) 咲くんじゃない。咲いているんだ。(フォーカス：アスペクト)

(17) 咲くんじゃない。咲いたんだ。(フォーカス：テンス)

このことから、ナケレバナラナイやテモイイを否定するために、「の(だ)」が必要なのは、(15)(16)(17)の例と同様に捉えることができる。

しかしながら、なぜ「~なければならぬない」という連鎖が不自然なのかという疑問が残る。その理由は、「なければならぬない」あるいは「てもよくない」という形態連鎖において、「ない」の作用域が「ならない」あるいは「いい」の部分にしか及ばないためと考

えられる。たとえば、(19)のような場合、カラで導かれる従属節は「ない」の作用域内にはない。したがって不適切な文となっている。カラ節を「ない」の作用域内に取り込むには、(18)のように「の(だ)」が必要である。なお、ここで否定辞「ない」の作用域を[]で示し、フォーカスを枠で囲むことにする。

(18) 「あたし、悲しいから泣いたんじゃないのよ」 (野田 1997)
「…」

「嬉しくて泣いたのよ。」

(19) *「あたし、悲しいから泣かなかったのよ」 (同上)

本稿の考察対象であるナケレバナラナイやテモイイは、形態上、バやテモで導かれる従属節と「ならない」や「いい」からなる主節の複合体となっている。この形態的特徴のため、「ない」が直接後続すると、その作用域に関して、形態と意味の不一致が起こり、そのせいで不適切な形態連鎖となるのだと考えられる。したがって、ナケレバナラナイ等が否定のフォーカスとなるのにもかかわらず、「ない」を直接後続させることができないのは、複合体という形態的特徴に起因すると結論づけられよう。

3.3. 疑問の対象(フォーカス)になる

先行研究でモダリティ要素は、疑問文のフォーカスにならないことが指摘されている。たとえば、(20)は不適切な文と判定されるが、中右(1980)はそれを「2つの異質のモダリティにおける衝突があるからである(同上:178)」と説明している。2つのモダリティとは価値判断のモダリティと疑問法である。「fortunately」で表される価値判断のモダリティは、「ジョンが来た」ことを真と前提とした上で、それになんらかの価値判断を加える。一方、疑問法は「ジョンが来た」かどうか、その真偽を不明とした上で、聞き手に問い掛ける。このように同一の命題内容に対して性質の異なるモダリティが共起しているために、衝突が起こるのである。

(20) *Has John fortunately come? (中右 1980)

ここで、疑問文の「その真偽を不明とする」という特徴は、さらに考察を深めるに値する。森山(1992)によると、「疑問文では yes-no 疑問の場合は肯定と否定、不定疑問の場合はその不定内容というように、矛盾対立する内容が、選択すべき関係にある」。(20)は yes-no 疑問文であるから、「幸運にもジョンが来たこと」とその否定が想定できなければならない。しかしながら、前節で見たように、モダリティ形式は否定の対象とはなれない。それゆえ

「幸運にもジョンが来たこと」の否定は想定できず、したがって、疑問文を形成することができないのだと分析することができる。

以上、なぜモダリティ形式が疑問のフォーカスとなれないかを考えた。では、本稿の考察対象は、疑問文の中に生ずることができるのだろうか。考察対象は、(21)に見るように、疑問文の中に何の支障もなく出現する。また、(22)のように、疑問のフォーカスともなる。

(21) 私が行かなければなりませんか。

(22) この書類は処分してもいいんですか、それとも、処分してはいけないんですか。

(21)では、話者が行くという行為をするかしないかではなく、する義務や必要があるかどうか疑問の焦点であり、明らかにナケレバナラナイで表されている意味内容が問われている。また、(22)で問われているのは書類を処分するかどうかではなく、処分することが許可されているのか、それとも禁止されているのかである。したがって、これらの形式は疑問のフォーカスとなることがわかる。つまり命題の構成要素としての特徴を示している。

3.4. 時・条件の従属節内に共起する

澤田(1993:202)は、主観的助動詞が原則として時/条件の従属節に現れないことを指摘し、日本語に関しては次のような例を示している³。

(23) *もし[おりん婆さんが楢山へ行っただろう]ならば、私の推定は誤りだ。(澤田 1993)

(24) ?*もし[おりん婆さんが楢山や行ったらしい/にちがいない/かもしれない]ならば、私の推定は誤りだ。(同上)

同様の指摘は高山(1987)、南(1993)にもある。中でも、高山(同上)は、日本語のモダリティ形式が、どのタイプの従属節内に生起するか、時間節、仮定節(条件節)、原因・理由節、譲歩節に分けて考察している点で注目される。高山(同上)によると、ダロウ、マイ、ラシイ、ヨウダ、カモシレナイ、ニチガイナイ等のモダリティ形式は、~マエニ、~アトデ、~マデニ等の時間節と~ナラ、~タラ、~バ等の条件節に現れず、~カラと~ノデの原因・理由節と~ガ、~ケレドモ等の譲歩節に現れるという傾向を持つ。これは、前者と後者の間になんらかの意味の違いが存在することを窺わせるが、この点に関する考察は示されていない。

ここで、時間節は取り扱っていないものの、前田(1991)は条件節と原因・理由節、逆条件節と譲歩節を次のように分析し分けているのでとりあげる。前田(同上)によると、条件文と原因・理由文および逆条件文と逆原因文(譲歩文)は、主に前件で表されている事柄が「仮定」なのか、「事実」なのかという点で意味的に区別される。

表 1:前田(1991)における論理文の分類

	順接	逆接
仮定的	条件文(ハ', ナラ, ト, タラ)	逆条件文(テモ)
事実的	原因・理由文(カガ, ノデ')	逆原因文(ノ)

仮定的な条件文としては(25)、事実的な原因・理由文としては(26)があげられている。

(25) 明日、ここに来れば、彼に会えるだろう。 (前田 1991)

(26) ここまで来たんだから、彼も追いかけては来ないだろう。 (同上)

(25)では前件が未定であるため、仮定的となり、(26)では前件が事実と見なされているため事実的となっている。ただし、~バが常に仮定的な前件を伴うわけでもないし、したがって~バが用いられていれば、必ず仮説的な条件文になるわけでもない。

(27) ここまで来れば、彼も追いかけては来ないだろう。 (同上)

(27)は(26)のような理由文とほとんど同義であり、「前件が事実になると、条件文が原因・理由文に近づく(同上:33)」ことが観察される。表1の矢印は、このような現象を考慮したものである。

さて、条件文と、原因・理由文の意味的な違いは、前件が仮定的か事実的かの違いに起因するとしよう。次は、ではなぜ、仮定的な従属節にはモダリティ形式が現れないのか、その理由が問われなければならない。手掛かりは、仮定性の次のような特徴にあると思われる。条件文「pならばq」からは「pでなければqでない」が推論されることが指摘されている。これは論理学で誘導推論とよばれている。

(28) 一生懸命頑張れば、成功する。

(29) 一生懸命頑張らなければ、成功しない。

では、なぜ誘導推論が可能なのか⁴。それは、ある事柄の成立を仮定するということが、そもそも数多くある可能性の中の一選択肢を取り上げて、それについて物事を述べるということに起因すると思われる。したがって、pを仮定する場合には、当然p以外の選択肢も同等に仮定できなければならない。ということは、p以外の選択肢として、当該選択肢の対極である「pでない」という選択肢も同等に仮定できなければならないということになる。ところが、既に見たようにモダリティ形式は、発話者の発話時の心的態度を表すというその概念的規定により、否定の対象とはならない。そのため、仮定的であることを特徴とする条件節の中に、モダリティ形式は生起できないのだと考えられる⁵。

では、本稿の考察対象は仮定的条件節内に現れるのであろうか。

(30) もし君が行かなければならないなら、ぜひ連絡してくれ。

(31) もし僕が行ってもよければ、君が行ってもいいはずだ。

ナケレバナラナイやテモイイは、条件節に生起する。したがって、条件節の特徴である仮定性と相容れる形式であり、モダリティ形式ではないことがわかる。

3.5. 連体修飾節内に共起する

益岡(1991:35)は、モダリティ形式が「~こと」のような連体修飾節に現れないことを指摘している。たとえば、次の例において「よ」や「だろう」はモダリティ要素であるため、「~こと」の中に生ずると、不自然な文となる。

(32) *手紙が着かなかつたよことは十分あり得る。 (益岡 1991)

(33) *何も要らないだろうことを知らなかつた。 (同上)

これは、「~こと」という表現が客観性の高い表現であるため、主観性の表現であるモダリティ形式の出現が阻まれるためと説明されている。しかし、どうして連体修飾節が客観性の高い表現であるのかについては言及がない。

ここでまず、本稿の考察対象について実例をみてみよう。本稿の考察対象は以下のように連体修飾節に生起する。

(34) 日本人が気をつけなければならぬことは、経済力を誇ってあまり大きな顔をしないことだ。 (朝日新聞 87.12.14)

(35) 外国要人が訪問して花を供えてもいい場所である。 (朝日新聞 86.5.6)

(34)の連体修飾節とその被修飾名詞は「AはBだ」という構文のAを構成している。つまり主語となっている。(35)の連体修飾節とその被修飾名詞は、主語部分が省略されているがやはり「(Aは)Bである」という構文を構成しており、補部となっている。主語や補語になるというのは、いうまでもなく命題成分の特徴であるから、命題成分を構成する連体修飾節も命題成分であることになる。したがって、その連体修飾節内に生起する本稿の考察対象は命題要素ということになる。

4. 命題要素のモダリティ化

前節では本稿の考察対象が、命題のテンスから独立しておらず、否定や疑問の対象となり、連体修飾節や条件節の内部に生起するという特徴を示すことを観察した。これらの特徴はすべて命題要素が持つ特徴なので、本稿の考察対象はモダリティ要素ではなく、命題要素であると結論づけられよう。しかしながら、1節で言及したように、考察対象は特定のモ

ダリティを表すと考えられたため、先行研究において注目を浴びてきたことも否定できない。そこで本節では、先行研究でモダリティ的と考えられた用法が、どのようになぜモダリティ的なのかを確認し、考察対象にそのような用法解釈を可能にするものは何なのか、本稿の立場を簡単に示すことにする。

4.1. 考察対象のモダリティ的用法

ここでは考察対象がモダリティを表していると解釈される一例をとりあげる⁶。(36)(37)のナケレバナラナイやテハイケナイは、あらかじめ定まっている客観的な規則を伝えているのではない。仁田(1991)は、(36)のようにナケレバナラナイが用いられると「文を働きかけの文に等価なものへと派生・移行させていく(同上:71)」と分析している。また、森山(1997)は、(37)の例をあげて、テハイケナイが禁止表現と同義に用いられることを指摘している。つまり、(36)では行為遂行の働きかけ、(37)では行為非遂行の働きかけというモダリティが表されていると分析されている。

(36) 君はさっさと行かなければならない。 (仁田 1991)

(37) ここに入ってはいけない。/ここに入るな。 (森山 1997)

ではなぜ、命題要素であるはずのテモイイやテハイケナイ等が上記のようにモダリティを表すことができるのだろうか。益岡(1987)は、このような働きかけといった心的態度が窺われるようになるのは「主体が聞き手であること、述語が意志的な行為を表していること、テンスが(「過去」に対する)「非過去」であること、という文法的条件を満たしている(同上:36)」場合であることを指摘している。実際、(36)(37)とも、述部で表される「さっさと行く」こと、あるいは「ここに入る」ことは、その行動主体である聞き手の意志次第で実行可能な行為であり、さらに、行為自体は発話時以降の遂行が想定されている。加えて、命令や禁止というような行為が成立するための語用論的条件が整っているということも重要であろう。たとえば、命令や禁止という効果が期待できるのは、話し手が聞き手に対して物事を指示する立場になければならない。

これらの条件は、実は命令というモダリティが成立するための条件そのものでもある(仁田 1991:238)。つまり、命令文に代表されるモダリティが成立する条件と、同じ条件を満たしたとき、考察対象も命令文的に解釈されるということである。さらに抽象化すると、特定のモダリティが成立する条件と、同じ条件を満たすとき、考察対象は当該モダリティを表すように解釈される、つまりモダリティ的に解釈されるということになる。これは、

中右(1997)が指摘しているように、命題要素のモダリティ化と見なすことができよう。

4.2. モダリティ的用法が可能な理由

では、なぜ考察対象にはこのようなモダリティ的解釈が可能なのだろうか。このことを考えるために、まずは次の例を見られたい。

(38) そこにすわる。

(尾上 1978)

尾上(1978)が指摘するとおり、動詞の終止形は(38)のように用いられる場合、命令表現として解釈されることがある。その条件は、前節で述べたように、命令表現としての条件がすべて整った場合である。ではなぜ、終止形が命令表現となれるのか。この点に関して尾上(同上)は次のように説明している。終止形は「一つの事態をあくまでただその事態として表示するだけのものである。何かを相手に求め得るような、あるいは求めざるを得ないようなあり方の言語場において、実現を求める事態内容をただそのまま「そこにすわる」とことばにすると、聞き手の状況認識能力によって、それは聞き手自身に向けられた要求の内容、あるいは聞き手がそこで為すべき指定内容となる(同上:23)」。終止形は単なる素材表示的な意味を持つため、命令として機能できるということになる。

では、本稿の考察対象はどのような意味を持つから命令や禁止表現足り得るのだろうか。それは、これらの形式が〈必然性〉〈可能性〉という意味特徴を持ち、事態を判定する仕方を表すためと考えられる。本稿の考察対象に〈必然性〉〈可能性〉という意味特徴を認める論拠については、田村(1997)で示したが、ここにまとめると次のように定義される。

ここでいう〈必然性〉〈可能性〉とは、事態を判定する仕方の一つである。事態の真偽が捉えられるときには事実の記述ができるが、事態の真偽が捉えられないときには、判定という人間の精神作用をもって置き換えるしかない⁷。事態の真偽が捉えられるレベルを事実レベルとすると、事態の判定しかできないレベルは、認識レベルということができよう。その認識レベルにおいて、〈必然性〉を判定するとは、事実にあてはまる事態が一つしかないとみなすことである。〈可能性〉判定もある事態が事実にあてはまるとする判定ではあるが、その際その他の事態も事実にあてはまる余地があることを認めている点が異なる。

以上の定義を踏まえて、ここにナケレバナラナイが命令表現となる場合を分析しなおしてみよう。ナケレバナラナイは、命題内容が成立する必然性があるという判定を表す。この必然性判定が、たとえば聞き手の行う意思的な行為に対して発話者により発話時に下されたとする。しかも、それが尾上(1978)のあげるような、何かを相手に求めたり、促した

りするような言語使用の場面で下されたとする。すると、それは聞き手にしてみれば、本来自らの自由意思に従って行う行為を、実行しないわけにはいかないものと決め付けられたも同然で、行為実行の命令を下されたのと同様に解釈されるのである。

5. まとめと今後の課題

本稿では、命題要素が示す特徴、すなわち、それはモダリティ要素が示さない特徴を5つあげ、その理由を考えた。そして、考察対象を分析した結果、これらの形式は命題要素と特徴づけられることがわかった。それから、命題要素である考察対象がなぜモダリティを表すように見えるのかについて、本稿の考え方を示した。その理由として第一に、本稿の考察対象はモダリティを表すのではなく、モダリティを表すと解釈されるだけであることをあげた。このことは、特定のモダリティが成立する条件と同じ条件が満たされているときにのみ、考察対象が当該モダリティを表すように解釈されることから支持される。第二の理由としては、考察対象が、潜在的にモダリティを表す意味特徴、つまり<必然性>判定あるいは<可能性>判定という心的態度を表すことをあげた。

ここに、モダリティが言語的に具現化される方法として二通りの在り方を区別する必要がでてくる。一つは、「たぶん」や「よ」など専らモダリティを表す形式によって表されるモダリティである。このような場合、文のモダリティは当該形式の意味特徴に依存するかたちで実現する。つまりモダリティは意味レベルで保証されている。もう一つは、非モダリティ形式、つまり、命題要素がモダリティ成立条件のひとつである心的態度を表す意味特徴を持つ場合である。このような場合、文のモダリティは当該形式が場面的に背負っている意味、つまり形式の語用的解釈に依存している。特に、当該の心的態度が発話者によって発話時に示されるという語用的条件に依存している。これは当該形式の側から見れば、モダリティ化が起きていることになる。

このように、純粹に主観性のみを表す形式をモダリティ形式とし、そうでない形式を命題要素とするならば、命題要素のモダリティ化という観点から考察対象の客観的な側面と主観的な用法は統一的に説明される。このような考え方の利点は、疑似モダリティというような、文の二極構造を否定するような概念を必要としないことである。今後は、このような枠組みが、その他の言語形式の様々な言語現象を説明するにも有効であるか、検討を重ねていきたい。

注

1: 益岡/田窪(1992)ではムードという用語が用いられている。本稿は、ムード(mood:法)をラテン語等に代表される屈折語の動詞の屈折によって区別されるところの文法範疇と考えるので(Palmer(1986:21),益岡(1991:29)、モダリティという用語で統一する。

2: モダリティ内否定と命題内否定の区別については中右(1994:121)に従う。モダリティ内否定とは、否認の態度表明とでもいうべきもので、モダリティの一種である。それに対して命題内否定とは、否認内容ともいうべきもので、命題要素を構成する。ここで扱うのは、命題内否定の作用域にモダリティ要素が現れないという現象である。

3: 時/条件の従属節にも、実は命題的用法とモダリティ的用法が指摘されている(中右 1994:106)。たとえば、(39)の従属節は、主節が真になるための条件を述べており、発話者の発話時の心的態度を表しているのではない。対照的に(40)の条件節は、主節を述べるにあたっての話者の態度表明であり、モダリティ表現となっていると考えられる。

(39) はっきり言えば、相手もわかってくれる。

(40) はっきり言えば、君は勘違いしている。

本稿で扱うのは、条件節が命題的に用いられている場合、その内部にモダリティ表現が現れないという現象である。

4: なぜ誘導推論が起こるのかという点に関しては、坂原(1985)が詳しい。

5: モダリティ形式が、条件節内、否定の作用域内、疑問の作用域内に生起しないことを相互関連付けて統一的に説明しているのに Doherty(1985)がある。本稿の考察はその分析結果の多くを参考にしている。

6: 考察対象のその他の用法に関しては田村(1997)で言及した。

7: ここでいう判定という精神作用は、心的態度の一種と言い換えてもいい性質のものである(中右 1994:46)。

引用文献

尾上圭介(1978) 「そこにすわる！」『言語』8-5

坂原茂(1985) 『日常言語の推論』東京大学出版会

澤田治美(1993) 『視点と主観性-日英語助動詞の分析-』ひつじ書房

高山善行(1987) 「従属節におけるムード形式の実態について」『日本語学』6-12

田村直子(1997) 「必然系と可能系のモダリティ-条件接続表現によるモダリティ形式を例に-

『日本語と日本文学』24 筑波大学国語国文学会

- 中右 実(1979)「モダリティと命題」『英語と日本語と』林栄一教授還暦記念論文集刊行委員会編 くろしお出版
- _____ (1980)「文副詞の比較」『日英語比較講座2 文法』 國広哲弥編 大修館書店
- _____ (1994)『認知意味論の原理』大修館書店
- _____ (1997)「法助動詞そして主観的モダリティ化」『英語語法文法研究』4 英語語法文法学会
- 仁田義雄(1991)『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 野田春美(1997)『「の(だ)」の機能』くろしお出版
- 益岡隆志(1987)「モダリティの構造と意味-価値判断のモダリティをめぐる-」『日本語学』6-7
- _____ (1991)『モダリティの文法』くろしお出版
- 益岡隆志・田窪行則(1992)『基礎日本語文法-改訂版-』くろしお出版
- 前田直子(1991)「「論理文」の体系性-条件文・理由文・逆条件文をめぐる-」『日本学報』10
 阪大文学部日本学研究室
- 南不二男(1993)『現代日本語文法の輪郭』大修館書店
- 森山卓郎 (1988)『日本語動詞述語文の研究』明治書院
- _____ (1992)「日本語における「推量」をめぐる」『言語研究』101
- _____ (1997)「日本語における事態選択形式-「義務」「必要」「許可」などのムード形式の意味構造-」
 『国語学』188
- Doherty, Monika.(1985) Epistemische Bedeutung. Akademie-Verlag. Berlin.